



長野県報

8月24日(月)
平成21年
(2009年)
第2094号

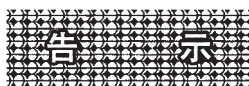
目次

告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課・健康づくり支援課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障害福祉課・健康づくり支援課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康づくり支援課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	5
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	6
一般競争入札(農業技術課)	6
土地改良事業の施行の同意(3件)(農地整備課)	7
一般競争入札(2件)(住宅課)	7
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課)	9
一般競争入札(道路管理課)	10
一般競争入札(障害福祉課)	11



長野県告示第430号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年 8月24日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	平成21年8月1日
飯山薬局	飯山市大字飯山240-1	平成21年8月1日
アイン茅野駅前薬局	茅野市ちの3550	平成21年8月1日
ながせ薬局	上田市長瀬3441-2	平成21年8月1日
ほのぼの薬局	佐久市岩村田1808-1	平成21年8月1日
あおぞら薬局	下伊那郡高森町山吹4534-3	平成21年8月1日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第431号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年 8月24日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
つかまファミリー薬局	松本市筑摩3-28-3	平成21年5月31日
しげのファミリー薬局	東御市滋野乙24-80-1	平成21年5月31日
駒ヶ根ファミリー薬局	駒ヶ根市赤穂3880	平成21年5月31日
座光寺ファミリー薬局	飯田市座光寺4700-3	平成21年5月31日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第432号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年 8月24日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
長野県厚生連下伊那厚生病院	下伊那郡高森町吉田481-3	平成21年8月1日
稲里あすなる薬局	長野市稲里町中水鮑723-1	平成21年8月1日
ながせ薬局	上田市長瀬3441-2	平成21年8月1日
ほのぼの薬局	佐久市岩村田1808-1	平成21年8月1日
あおぞら薬局	下伊那郡高森町山吹4534-3	平成21年8月1日

健康づくり支援課

長野県告示第433号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年 8月24日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
有限会社池上薬局	茅野市ちの3062	平成21年6月30日

健康づくり支援課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年 8月24日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩田仁古田線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市五加256番の2地先から 上田市五加1291番の1地先まで	旧	5.9~15.3 m	0.1597 km
同 上	新	5.9~24.7	0.1597

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年 8月24日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 塩田仁古田線
- 2 供用を開始する区間
上田市五加256番の2地先から
上田市五加1291番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年 8月24日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年 8月24日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市赤穂14686番の6地先から 駒ヶ根市赤穂14616番の764地先まで	旧	m 10.2~18.6	km 0.1784
同 上	新	m 11.6~18.6	km 0.1784

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字小野201番の2地先から 上伊那郡辰野町大字小野263番の3地先まで	旧	m 9.4~11.8	km 0.6573
同 上	新	m 10.9~21.7	km 0.6578

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字上島2586番地先から 上伊那郡辰野町大字上島2176番の2地先まで	旧	m 9.6~17.4	km 0.1857
同 上	新	m 11.9~20.2	km 0.1857

- 4 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡宮田村7424番の1地先から 上伊那郡宮田村80番の1地先まで	旧	m 9.2~29.6	km 0.5387
同 上	新	m 12.2~35.2	km 0.5375

- 5 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那駒ヶ岳線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西町6925番の1地先から 伊那市西町7227番の2007地先まで	旧	m 4.1~18.0	km 0.1719
同 上	新	m 10.7~27.8	km 0.1733

- 6 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 与地辰野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪16068番地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16089番地先まで	旧	m 7.9~10.0	km 0.2000
同 上	新	m 7.9~12.0	km 0.2000

- 7 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 与地辰野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪16098番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16104番の1地先まで	旧	m 8.7~10.0	km 0.2000
同 上	新	m 8.7~11.2	km 0.2000

- 8 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 榑川岡谷線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字小野720番の1地先から 上伊那郡辰野町大字小野783番の1地先まで	旧	4.9~ 9.5 m	0.2799 km
同 上	新	4.9~17.0	0.2796

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年8月24日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 (1) 路線名 153号

- (2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市赤穂14686番の6地先から

駒ヶ根市赤穂14616番の764地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 2 (1) 路線名 153号

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字小野201番の2地先から

上伊那郡辰野町大字小野263番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 3 (1) 路線名 153号

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字上島2586番地先から

上伊那郡辰野町大字上島2176番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 4 (1) 路線名 153号

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡宮田村7424番の1地先から

上伊那郡宮田村80番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 5 (1) 路線名 伊那駒ヶ岳線

- (2) 供用を開始する区間

伊那市西町6925番の1地先から

伊那市西町7227番の2007地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 6 (1) 路線名 与地辰野線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字中箕輪16068番地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪16089番地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 7 (1) 路線名 与地辰野線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字中箕輪16098番の1地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪16104番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

- 8 (1) 路線名 榑川岡谷線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字小野720番の1地先から

上伊那郡辰野町大字小野783番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年8月24日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年8月24日

長野県木曾建設事務所長 赤羽 敏雄

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 256号

- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1747番の23地先から 木曾郡南木曾町吾妻1747番の11地先まで	旧	6.0~12.0 m	0.9088 km
同 上	新	27.0~69.4	0.7300

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年8月24日

長野県松本建設事務所長 小平 重登

- 1 (1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 奈川野麦高根線

- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市奈川992番の1地先から 松本市奈川725番の6地先まで	旧	5.5~11.0 m	0.3040 km
同 上	新	8.4~24.0	0.3040

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 白骨温泉線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市安曇4796番の4地先から 松本市安曇4207番の32地先まで	旧	4.2~ 41.0 m	0.5700 km
同 上	新	12.0~148.0	0.5700

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年9月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年8月24日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

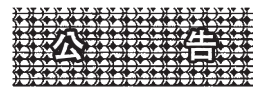
- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字裏 落合10399番地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字裏 落合10365番の1地先まで	旧	14.6~33.0 m	0.1006 km
同 上	新	17.4~36.0	0.1006

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 角間中野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地 654番の2地先から 下高井郡山ノ内町大字佐野字宮下 269番の2地先まで	旧	5.4~ 9.2 m	0.7771 km
同 上	新	9.4~14.4	0.7771

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年8月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人給食グループ
- 3 代表者の氏名
安藤 照子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字笹賀7802番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとした食生活に困難を抱える人たちに対して食事を届ける活動を行い、その健康に寄与するとともに、安心して生活できる地域づくりに貢献することを目的とする。なお、食事材料は地産地消を基本としたものとするよう努める。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年8月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際護身武道協会
- 3 代表者の氏名
山田 香代
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市豊平3072番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年を含む地域住民、また多くの人々に対し、社会教育の推進を図る活動及び、子供の健全育成を図る活動並びに、日本の伝統文化である空手道・古武道・護身術・整体術の指導、普及に関する事業を行い、青少年の健全育成、地域住民の健康維持、伝統文化の普及、武道の発展、青少年がいいき活動できる社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室